

## C-TPAT 立入検査 FAQ

### C-TPAT Validation Process Frequently Asked Questions (2003年4月3日)

事務局注：

- 正しくは米国関税庁の原文をご参照下さい。  
[http://www.customs.treas.gov/xp/cgov/newsroom/highlights/csi/q\\_and\\_a.xml](http://www.customs.treas.gov/xp/cgov/newsroom/highlights/csi/q_and_a.xml)
  - 各質問・回答番号は事務局で付記しました。
- 

Q 1 : C-TPAT 立入検査 (Validation) プロセスとは何か？

A 1 : 米国税関が企業担当者に会い、当該企業のいくつかの事業所、場合によっては海外の事業所を訪問して、C-TPAT 参加者のセキュリティ・プロフィールで規定されているサプライチェーン・セキュリティ措置が正確に実行されているか検証するプロセスのことである。

Q 2 : C-TPAT 立入検査プロセスの目標 (Goal) とは何か？

A 2 : 貨物の迅速なリリース、及び / あるいは少ない検査回数の提供が企業の C-TPAT 文書に直接的に結びついていると考えられることから、米国税関が立入検査を行おうとする主たる目的は、企業のセキュリティ・プロフィールが信頼性があり正確で効果的なものであることを確保することにある。しかしながら、米国関税庁が期待しているのは、税関と企業がサプライチェーン・セキュリティ問題を協議し、ベスト・プラクティスを共有し、潜在的な脆弱性に対応するために共同してソリューションを開発することによって、より強固なパートナーシップを築き上げることを可能とするようなフォーラムを、立入検査 (Validation) が提供するであろうということである。

Q 3 : C-TPAT 立入検査は鑑査なのか？

A 3 : 立入検査は鑑査ではない。米国税関は幅広い分野 (例えばトレード・コンプライアンス、NAFTA) に亘って日常的に鑑査を実施しているが、他方、C-TPAT 立入検査は、現行の政府の法律・規則に対する企業の取組の熱心さを測るものではない。そうではなく、立入検査とは、C-TPAT プログラムの下で企業が自発的に米国関税庁に

提出した資料 (Materials) の信頼性に焦点を当てるものである。

Q 4 : 立入検査が行われる期間の長さはどれくらいか？

A 4 : 立入検査に焦点が当てられ簡潔なものになる。米国税関の計画と旅行によって場合によっては 2 週間を越えることもあるかもしれないが、企業から見れば 10 日 (稼働日ベース) を越えることはないであろう。

Q 5 : 全ての企業が立入検査を受けるのか？

A 5 : 米国関税庁では、全ての C-TPAT 参加者のセキュリティ・プロフィールを立入検査する計画にある。通常、企業にとっての最初の立入検査は、(米国税関によって) 承認された C-TPAT 参加者メンバーになってから 3 年以内に行われる。

Q 6 : 立入検査はどのように予定されるのか？

A 6 : C-TPAT 参加者の (セキュリティ) プロフィールが立入検査のために選択されるその順序は、リスク・マネージメント原則に基づくことになる。立入検査、は輸入量、通常とは異なる状況に係わるセキュリティ、地理的条件による戦略的脅威、あるいは情報に関連するその他のリスクに基づいて実施されることもある。これらとは別に、通常の監督プログラムとして立入検査が行われることもある。米国関税庁本庁は、立入検査の実施に際して 30 日前に文書で C-TPAT 参加者に通知する。

Q 7 : 立入検査の所見はどのように企業に報告されるのか？

A 7 : 立入検査の終了時に企業の管理者に立入検査の所見について簡単に報告される。さらに立入検査レポートが作成され、後ほど企業に提示される。

Q 8 : 立入検査の所見はどのように企業の C-TPAT 参加に影響するのか？

A 8 : 理想的には、報告書は(C-TPAT)参加者に与えられるベネフィットのレベルを確実にし、あるいはレベルアップするものになる。しかしながら、所見内容に応じて、脆弱であると確認された点に対応する是正措置が取られるまで、C-TPAT 参加者に与えられているベネフィットの幾つかあるいは全てが保留されることもあり得る。立入検査の結果から取られる措置に関して、税関の権限は米国関税庁本庁 Border Security and Facilitation、Office of Field Operations の Executive Director にある。

Q 9 : 立入検査プロセスは C-TPAT セキュリティ・リコメンデーションに言及している。これらリコメンデーションは立入検査においてどのような役割を果たすのか？

A 9 : C-TPAT セキュリティ・リコメンデーションは、企業が自社のサプライチェーン・セキュリティ・プログラムの効果を評価するときに考慮すべきガイドラインとして、

米国関税庁と企業が協力して開発したものである。リコメンデーションとは義務的  
要件( Requirement )ではなくまた全ての要素を含むものでもないとの理解の下で、  
リコメンデーションは立入検査の範囲を限定し、当該 C-TPAT 参加者に対してカス  
トマイズされた立入検査にすることを支援するものである。

以上